

表 輸出に優遇為替レートを適用した一連の措置

官報公示日	内容	根拠法令
2022年9月5日	「輸出拡大プログラム」を導入した。9月5日から9月30日までの間、大豆の輸出代金を自国通貨ペソに交換する際に適用される為替レートに1ドル=200ペソを適用する。公式為替レートは、1ドル=140ペソ。	必要緊急大統領令(政令)576/2022号
2022年11月28日	「輸出拡大プログラム」を再導入した。11月28日から12月30日までの間、大豆の輸出代金を自国通貨ペソに交換する際に適用される為替レートに1ドル=230ペソを適用する。公式為替レートは、1ドル=167ペソ。	必要緊急大統領令(政令)787/2022号
2023年4月10日	「輸出拡大プログラム」を再導入した。対象品目は大豆関連品目を除く農産品、地域産品。4月10日から5月31日までの輸出が対象。輸出代金のペソへの両替に用いる為替レートは1ドル=300ペソとする。地域産品への優遇為替レートの適用期間は、4月10日から8月31日まで。公式為替レートは、1ドル=213ペソ。	必要緊急大統領令(政令)194/2023号
2023年9月5日	大豆関連品目を対象とした「輸出拡大プログラム」を9月30日までの期間限定で再導入した。輸出代金のペソへの交換に優遇為替レートを適用するのではなく、輸出代金の75%については従来通り公式為替レートでペソに交換することを義務付けるが、残り25%は「自由に交換できる」と定めた。すなわち、債券取引を通じたCCLレートやMEPLレートでの交換を可能とした。	必要緊急大統領令(政令)443/2023号
2023年10月2日	必要緊急大統領令(政令)443/2023号により再開した「輸出拡大プログラム」を2023年10月25日まで延長。	必要緊急大統領令(政令)492/2023号
2023年10月3日	必要緊急大統領令(政令)443/2023号により再開した「輸出拡大プログラム」の対象に炭化水素を追加。	経済省エネルギー庁決議808/2023号
2023年10月10日	必要緊急大統領令(政令)443/2023号により再開した「輸出拡大プログラム」の対象に10人以上の人員を輸送する自動車、乗用車、貨物自動車、自動車部品を追加。	経済省工業生産・開発庁決議507/2023号
2023年10月11日	必要緊急大統領令(政令)443/2023号により再開した「輸出拡大プログラム」の対象に野菜、乳製品、皮革製品など幅広い品目を追加。	経済省工業生産・開発庁、農牧漁業庁、鉱業庁共同決議1/2023号
2023年10月18日	必要緊急大統領令(政令)443/2023号により再開した「輸出拡大プログラム」の対象にリチウムなどの鉱物を追加。	経済省鉱業庁決議163/2023号
2023年10月23日	11月17日までの間、財、サービスの輸出代金の70%を公式為替レートで、残りの30%を債券取引を通じてCCLレートまたはMEPLレートでペソに交換することを認めた。	必要緊急大統領令(政令)549/2023号

(出所)官報を基にジェットロ作成